

# 相 談 事 例

ID： 04-03-027

## 相談タイトル

### 不動産業者との媒介契約について

#### Q：ご相談内容

8月に不動産業者と土地売買に係る媒介契約を締結した。11月になっても、なかなか売れないので、一般媒介契約にして他の業者にも頼もうとしたところ、レインズに登録されていないことがわかった。不動産業者に確認したところ、書類がないと言われた。相談者もレインズの登録済証を渡されていない旨伝えしたが、担当者が入院してしまっていてわからないとのこと。業務に関する報告も全くなかった。不動産業者に対して指導などはできないのか。

#### A：回答

締結された媒介契約が、専任や専属専任媒介契約であれば、レインズに登録すること、および業務報告することは義務となっています。不動産業者の業務履行義務の部分については業者に対してよく内容を確認された方が良いと思います。

業者への指導については、こちらは指導等できる立場ではありませんので、指導の対象となる行為を行ったのであれば、宅建業の登録制度を扱っている県の住宅政策課宅建業係に問い合わせせてみて下さい。